

令和8年度

吉備中央町事務事業概要書



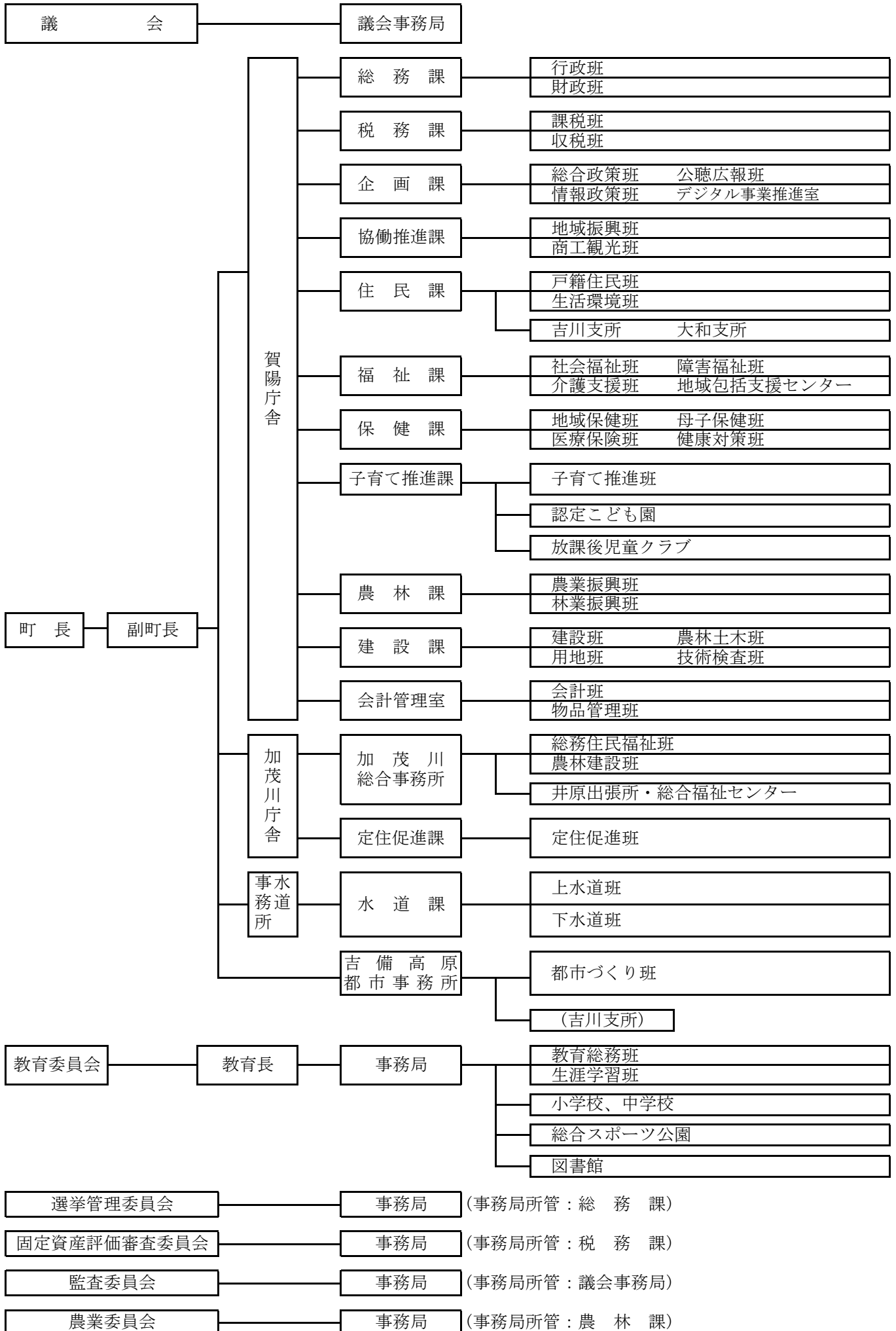
吉備中央町

目 次

1	事務事業について		
1)	総務課	1 ~ 2 頁
2)	企画課	3 ~ 5 頁
3)	税務課	6 ~ 10 頁
4)	保健課	11 ~ 23 頁
5)	子育て推進課	24 ~ 27 頁
6)	福祉課	28 ~ 30 頁
7)	住民課	31 ~ 33 頁
8)	農林課	34 ~ 36 頁
9)	建設課	37 ~ 38 頁
10)	協働推進課	39 ~ 41 頁
11)	水道課	42 頁
12)	加茂川総合事務所	43 頁
13)	定住促進課	44 ~ 46 頁
14)	吉備高原都市 事務所	47 ~ 48 頁
15)	教育委員 事務局	49 ~ 52 頁

吉備中央町行政組織及び機構

令和8年4月1日



1 今年度の主な事業

(1) 自主防災活動の強化

災害時には、被災者の救出や避難誘導等、行政による対応だけでは限界があるため、共助の中核となる自治会等を基礎単位とした「自主防災組織」の活動が大変重要となります。

自主防災活動の強化を図るため、防災に関する知識の普及啓発を行っていくとともに、防災活動のリーダー役となる防災士の資格取得費用や、防災活動等のために必要な防災資機材の整備費用を支援します。

(2) 生活公共交通事業

地域住民の移動手段を確保するため、いくつかの公共交通サービスを提供しています。町営バスの「岡山医療センター線」は、賀陽庁舎・きびプラザから岡山医療センターを結ぶ路線で、通院・お見舞いの利用や岡山市中心部へのアクセスを目的として1日2往復運行しています。（令和8年度より平日のみ）

「へそ8バス」は町内巡回バスの愛称で、きびプラザを起終点に公共施設や商業施設、医療機関などを結ぶ「8の字」ルートを走る巡回バスです。令和8年4月より運行ルート・時刻を一部変更しましたので、最新の時刻表をご覧ください。

デマンド型乗合タクシーは利用者の予約に応じて、乗客を順に寄せながら目的地へ送るサービスで、予約制・効率的移動に適しています。これらを組み合わせることで、車を持たない住民も通院・買い物などの日常移動がしやすくなっています。

これら3つの交通機関で共通して利用できる回数券を4月から新たに販売開始しています。回数券を利用することで、よりお得に公共交通をご利用いただけます。

(3) 高校生通学費等補助金交付事業

高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的に、通学にかかる費用に対して補助金を交付しています。

バス、電車、寮、アパート等に要する費用について補助の対象としています。

(4) 公会堂等集会施設の整備事業

地域のコミュニティ活動を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、公会堂等集会施設の新築、増築、修繕、上下水道敷設引込工事及びエアコン等の設備の設置を行う自治会等に対して一定額の補助金を交付しています。

総務課

2 主な事務事業

- (1) 人事、給与、福利厚生等に関すること
- (2) 町財政、財産管理に関すること
- (3) 財産区、地縁法人に関すること
- (4) 選挙の適正な管理、執行に関すること
- (5) 自治会の育成支援に関すること
 - ・自治会運営費、公会堂等の改修費及び水道基本料の負担補助
- (6) 生活交通対策に関すること
 - ・地域公共交通会議の運営
 - ・町内巡回バス「へそ8バス」の委託運行
 - ・町営バス「岡山医療センター線」の運行業務
 - ・デマンドタクシー（乗合タクシー）の委託運行
 - ・ふれあいタクシーの委託運行
 - ・福沢、杉谷～国立病院線等の委託運行
- (7) 消防防災に関すること
 - ・消防団の運営及び常備消防（岡山市消防局）との連絡調整
 - ・火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出
 - ・消防団員の派遣依頼

1 今年度の主な事業

(1) デジタル田園健康特区

町は、令和4年4月に石川県加賀市、長野県茅野市とともに国家戦略特区である「デジタル田園健康特区」の指定を受けました。

この特区の指定を受け、デジタル技術の活用と大胆な規制改革により、地域における健康・医療に関する課題の解決に連携して取り組むことで、人口減少、少子高齢化などの地方の課題解決のモデル化を目指していきます。

また、この特区の指定を機に、国の交付金等を活用した各種サービス実装事業などに取り組み、町民のWell-being（幸福度）の向上につなげていきます。

(2) 第3次吉備中央町総合計画の策定

総合計画は、本町が目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けた政策・施策を体系的に示す、まちづくりの最上位計画です。現行の「第2次吉備中央町総合計画」の計画期間が終了することを踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に的確に対応しながら、吉備中央町が目指す理想のまちを実現していくため、町民をはじめとする多様な主体との協働のもと、将来像を共有し、地域が抱える諸課題の解決に向けて共に考え、行動する指針として、令和9年度を初年度とする新たな「第3次吉備中央町総合計画」の策定に取り組みます。

(3) 岡山自動車道付加車線設置工事事業

岡山自動車道は、暫定2車線区間における渋滞緩和、事故発生の軽減、緊急車両の安定走行等の向上を図るため、ネクスコ西日本中国支社とともに未整備区間（約4.5km）の4車線化工事を実施しています。

(4) 生き生き拠点づくり支援事業

安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる生活機能を維持・確保していくために、地域での互助の取組が必要となっています。町では、それぞれの地域に応じた地域住民が主体的に地域運営の仕組みづくりや課題解決に向けた取組を行う拠点づくりを支援します。

企画課

(5) 個人情報等の取扱いに関するセキュリティ対策

職員向けの情報セキュリティ研修等を行うとともに、情報セキュリティ対策システム機器の適切な管理、運用を実施しながら、適正な個人情報の取扱と業務実施、情報セキュリティの確保に取り組みます。

2 主な事務事業

- (1) 重要施策の企画及び総合政策調整に関すること
- (2) 総合計画及び過疎地域持続的発展市町村計画に関すること
- (3) 地方創生及び総合戦略の推進に関すること
- (4) 開発事業、都市計画法、盛土規制法及び国土利用計画法に関すること
- (5) デジタル田園健康特区の推進に関すること
- (6) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に関すること
- (7) 地域情報化の推進及び町公式ホームページのシステム管理運用に関すること
- (8) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策に関すること
- (9) 広報紙の発行及び告知放送に関すること
- (10) 太陽光発電事業（町営）運用に関すること
- (11) 広域行政に関すること
- (12) 統計調査に関すること

3 依頼事項等

(1) 土地の形質、形状変更及び建築物の新築を伴う開発行為について

開発行為に関しては、都市計画法、盛土規制法、県土保全条例、町条例など関係する法令や条例が存在します。面積等に関わらず計画段階で事前に町へご相談ください。

○町への届け出

- ・ 1,000 m²以上の土地の形質の変更
- ・ 延面積が 300 m²以上の建築物（住宅以外）等

○県への届け出（町経由）

- ・ 基準値を超える盛土又は切土が発生する土地の形質の変更
（例）高さ 2 m を超える盛土、切土を行い高さ 2 m を超える崖を生ずるもの
- ・ 都市計画区域内の 3,000 m²以上の土質の形質の変更
- ・ 都市計画区域外の 10,000 m²以上の土地の形質の変更

(2) 大規模な土地取引について

都市計画区域内で 5,000 m²以上、都市計画区域外で 10,000 m²以上の土地取引を行った場合は、国土利用計画法に基づき、土地売買等の契約を結んだ日から 2 週間以内に町を経由して、県に届け出が必要となります。

(3) 広報きびちゅうおうについて

広報きびちゅうおうでは、広報紙に対するご意見、ご感想、身近な話題などをお待ちしております。

掲載を希望される場合は、企画課公聴広報班までご連絡ください。

(4) 告知放送施設によるページング放送の実施について

自治会長等は、行政機関からの情報伝達に関する事項、自治会等に所属する者の安全確保に関する事項、自治会等の運営に必要な連絡調整に関する事項、その他自治会長等が特に必要と認める事項をご自宅等の電話機から放送できます。

放送実施にあたりましては、代表者交代の際に引き継ぎいただいております「告知ページング(地区別)放送手順書」「ページング放送実施上の注意」をご確認ください。

税務課

1 主な事務事業

- (1) 個人町県民税・森林環境税の賦課徴収
- (2) 法人町民税の賦課徴収
- (3) 固定資産税の賦課徴収（地籍図の管理を含む）
- (4) 軽自動車税の賦課徴収
- (5) 国民健康保険税の賦課徴収
- (6) 各税の滞納整理等

2 個人町県民税・森林環境税について

(1) 納税義務者

1月1日現在において吉備中央町内に居住している人で、前年中に一定以上の所得があった人

(2) 税 率

区 分	町 民 税	県 民 税
町県民税（所得割）	課税標準額の6%	課税標準額の4%
町県民税（均等割）	3,000円	1,500円
森林環境税	1,000円	

※県民税（均等割）のうち500円は、「おかやま森づくり県民税」です。

(3) 徴収方法等

- ① 特別徴収：特別徴収義務者（給与又は年金の支払者）が給与又は年金から差し引いて納入します。

納 期（給与） … 6月から翌年5月まで（年12回）

納 期（年金） … 仮徴収 4月・ 6月・ 8月

本徴収 10月・ 12月・ 翌年2月（年6回）

- ② 普通徴収：納税義務者が直接納付します。（納付書または口座振替）

納 期 … 6月・ 8月・ 10月・ 翌年1月（年4回）

3 固定資産税について

(1) 納税義務者

1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者

※（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）に登録されている所有者

(2) 税 率

課税標準額の1.4%

(3) 納 期 … 4月・ 7月・ 12月・ 翌年2月（年4回）

税務課

(4) 免税点

同一の納税義務者が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が次の金額（免税点）に満たない場合は課税されません。

土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
----	------	----	------	------	-------

(5) 公益のための固定資産（集会所等）の減免申請について

固定資産の状況、減免事由について自治会に通知をお送りします。変更がない場合に限り申請不要です。変更がある場合は申請が必要です。

(6) その他

固定資産地籍図の写しは、賀陽庁舎内税務課、加茂川庁舎内加茂川総合事務所及び各支所、出張所で交付しています。

4 軽自動車税について

(1) 納税義務者

4月1日現在の軽自動車等の所有者

(2) 税 率

区 分		税 率					
		【経年重課】 平成25年3月以前に初度検査を受けた車両 ※1	平成25年4月～平成27年3月に初度検査を受けた車両	平成27年4月以降に初度検査を受けた車両			
				標準税率	グリーン化特例適用 (取得の翌年度分に限る)		
				※2	※3		
三輪のもの		4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	適用なし
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	適用なし
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	適用なし

区 分	税 率	
原動機付 自転車	50cc以下 ※4	2,000円
	51cc～90cc以下	2,000円
	125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下	2,000円
	91cc～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

区 分	税 率	
小型特殊自動車	農耕作業車	2,400円
	特殊車	5,900円
二輪の軽自動車（側車付含む）		3,600円
二輪の小型自動車		6,000円

【 初度検査 】

初めて車両番号の指定を受ける検査のことをいいます。自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。なお、平成 15 年 10 月 14 日以前に最初の検査を受けた車両は「月」の記載がないため、その年の 12 月に検査を受けたものとみなします。

【 経年重課 】

※ 1 電気、天然ガス、混合メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車は除きます。

【 グリーン化特例 】

※ 2 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排ガス 10% 低減）

※ 3 （乗用）：令和 2 年度燃費基準かつ令和 12 年度燃費基準 90% 達成車

注：※ 3 は、平成 30 年排出ガス基準 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車に限ります。なお、三輪車の 50% 軽減は乗用営業用に限ります。

【 その他 】

※ 4 特定小型原動機付自転車を含みます。

(3) 納 期 … 令和 8 年度は 6 月 1 日

(4) 減免について

身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方が所有する軽自動車等で要件に該当する場合は、1 台に限り減免を受けることができます。減免は毎年申請が必要ですので、納期の 1 週間前までに減免申請書を提出してください。

(5) 継続検査（車検）窓口での納税証明書（継続検査用）について

軽 J N K S（軽自動車税納付確認システム）の運用により、軽自動車税の継続検査（車検）窓口での納税証明書の提示が原則不要です。そのため、軽 J N K S 対象の軽自動車税の口座振替済通知書の送付は行っておりません。

軽自動車税納税証明書（継続検査用）が必要な場合は、賀陽庁舎内住民課、加茂川庁舎内加茂川総合事務所及び各支所、出張所にて取得してください。納付直後に納税証明書を取得する場合は、納付の事実が確認できるもの（領収書、口座振替が記帳された通帳や電子決済の決済画面）等の提示が必要となります。

【 軽 J N K S で納付確認ができない場合 】

- ・ 納付直後で軽 J N K S に納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車両の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合

税務課

5 国民健康保険税について

(1) 納税義務者 被保険者の属する世帯の世帯主

(2) 税率表（令和8年度）※子ども子育て支援納付金分は見込です。

区 分	医療給付費分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分 (対象：40歳～64歳 の被保険者)	子ども子育て 支 援 納 付 金 分	算 定 方 法 (被保険者毎に算定)
①所得割	7.3%	2.7%	2.2%	0.29%	×(所得額－43万円)
②資産割	9.6%	3.9%	4.4%	0.39%	×固定資産税額
③均等割	25,500円	9,600円	10,000円	970円	×被保険者数
④平等割	18,500円	6,700円	5,300円	730円	×1(世帯当たり)
⑤18歳以上 均等割	—	—	—	40円	×18歳以上被保険者数
課税限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円	

注1) 均等割及び平等割については、世帯の所得（被保険者の所得合計）が一定基準に満たない場合に軽減されます。軽減率は、所得に応じ軽減（2割、5割、7割の3段階）があります。

注2) 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険に加入する未就学児の均等割((2)の税率表③)額を軽減します。軽減額については、軽減後均等割額からさらに5割軽減されます。対象世帯に関して手続きは不要です。

注3) 年度の中で資格を取得又は喪失した場合は、月割で課税します。取得した月から喪失した月の前月までが課税されます。

注4) 資産割は令和9年度に廃止されます。

(3) 徴収方法等

① 普通徴収：納税義務者が納付(納付書もしくは口座振替)します。

納 期 … 7月から翌年3月まで(年9回)

② 特別徴収：特別徴収義務者(年金の支払者)が年金から差し引いて納入します。

納 期 … 4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月(年6回)

※特別徴収となる条件は、次のいずれにも該当する場合です。

- ・被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主
- ・年金を年額18万円以上受給し、介護保険料が年金から差し引かれている方
- ・介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方

(4) 産前産後期間の保険税免除制度について

出産予定の国民健康保険被保険者の方の産前産後期間相当分(単胎の場合は4か月分、多胎の場合は6か月分)の保険税(所得割額・均等割額)が免除されます。出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。該当する方は、届出をしてください。

税務課

届出窓口は、賀陽庁舎内税務課、加茂川庁舎内加茂川総合事務所及び各支所、出張所です。

(5) その他

社会保険等へ加入、喪失された場合は速やかに届出をお願いします。

届出窓口は、賀陽庁舎内保健課、加茂川庁舎内加茂川総合事務所及び各支所、出張所です。

6 コンビニ・スマホアプリでの納付について

(1) 対象税目

- ・個人町県民税・森林環境税（普通徴収）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税（普通徴収）

(2) 利用できるコンビニ・スマホアプリ

コンビニ		スマホアプリ	
セブン-イレブン	デイリーヤマザキ	PayPay	J-Coin Pay
ファミリーマート	ミニストップ	PayB	FamiPay
ローソン	セイコーマート	au PAY	d払い
ポプラ		銀行 Pay（ゆうちょ Pay 等）	
MMK 設置店（一部のスーパー・ドラッグストア等）		楽天銀行コンビニ支払サービス	

(3) その他

コンビニ・スマホアプリでの納付ができるのは、コンビニ・スマホアプリ用バーコードが印刷されている納付書です。

ただし、利用期限を過ぎた納付書、金額を訂正した納付書、納付書1枚当たりの金額が30万円を超える納付書はコンビニ・スマホアプリでの納付はできません。

また、口座振替の登録をされている場合は、納税通知書をお送りする際に納付書が発行されないため、コンビニ・スマホアプリでの納付はできません。

7 町税の口座振替登録について

町税の口座振替開始は、法定納期限の前々月20日までに取扱金融機関で受付したものになります。

(例：令和8年2月20日金融機関受付→令和8年4月30日口座振替開始)

口座振替のご登録は、納税義務者ごとに希望する税目をご指定いただき、次の取扱金融機関で手続きを行ってください。(税務課では受付できません)

取扱金融機関	ゆうちょ銀行（全国可）、中国銀行、トマト銀行、備北信用金庫 岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合（順不同）
--------	--

保健課

1 今年度の主な事業

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

複数の慢性疾患を持ち、フレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）に陥りやすい高齢者に対し医療専門職が積極的に関わり、一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな支援を行います。

高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活と社会参加ができるよう支援を行います。

(2) 児童福祉と母子保健の一体的支援

令和6年度から、「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉機能）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健機能）を統合して「こども家庭センター」を立ち上げました。児童福祉・母子保健の分野が一体となって子育て家庭に対する相談支援を実施し、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく対応します。

2 主な事務事業

(1) 健康づくり事業

健康づくりを応援するため、健康診査や各種健康教室を実施します。定期的な健診や健康教室は、より詳しくご自身の健康状態を把握し、保健師や栄養士のアドバイスを受け、健康づくりに役立てていただくために行うものです。

<健康診査>

検診内容	対象者
特定健康診査	40歳～74歳までの国民健康保険に加入されている方
アンダー39健康診査 (35歳～39歳の健康診査)	35歳～39歳までの国民健康保険に加入されている方
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入されている方
健康診査	40歳以上で生活保護を受給されている方
歯周病検診	年度内に20, 30, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80歳になる方及び妊婦
骨粗しょう症検診	40歳～74歳までの方

保健課

<がん検診>

検診内容	対 象 者	検診内容	対 象 者
乳がん	40 歳以上の女性	子宮頸がん	20 歳以上の女性
胃・大腸がん	40 歳以上	肺がん	40 歳以上
前立腺がん	50 歳以上の男性	肝炎ウイルス	40 歳以上の受けたことのない方
胃がんリスク	20 歳以上 75 歳以下 (個別検診で実施、過去受診者は除く)		

※集団健診は町内巡回実施、個別健診は医療機関で実施します。

<健康教室>

教 室 名	内 容	対 象 者
糖尿病予防教室 4 回／年	糖尿病・高血圧予防の講話 運動実技・調理実習等	町内在住の方
健康まるごと教室 5 回／年	生活習慣病予防の講話 運動実技・調理実習等	町内在住の方
3 人で歩いて健康UP 事業	運動習慣の定着のための事業 (3 人一組で2 か月間、1 人 50 万歩を目指す。個人参加可)	町内在住または在勤の方

※各戸に配布しています保健事業ガイドブックで実施日をご確認ください。

※運動習慣の普及にラジオ体操を勧めています。(告知放送 8 : 2 0 と 1 5 : 0 0)

<8020 いい歯達成者表彰事業>

歯の健康に対する意識を高めていただくために、80 歳以上の方で歯を 20 本以上有する方を表彰しています。(ただし、対象者が表彰を受けることができるのは 1 回に限ります。)

募集期間は 6 月 1 日～8 月 3 1 日です。達成された方には賞状と記念品を贈呈します。

保健課

<出前講座>

町内の身近な場所に保健課職員が積極的に出向き、健診、医療状況や各種保険制度についてお知らせすると同時に、疾病予防や健康増進の指導支援を行い、地域の課題について情報の共有を行い、生活習慣病等に関して健康意識を高めていただく事業です。

(2) 母子保健事業

- ・ 乳児健診 ----- 年 4 回実施
- ・ 1 歳 6 か月児健診 ----- 年 4 回実施
- ・ 2 歳 6 か月児歯科健診 ---- 年 4 回実施
- ・ 3 歳 6 か月児健診 ----- 年 4 回実施
- ・ 離乳食教室 ----- 年 6 回実施
- ・ 親子ふれあい教室 ----- 年 12 回実施
- ・ 育児中の親の心の相談 --- 年 2 回実施

※ 県外妊産婦乳幼児一般健康診査助成金: 里帰りで出産した妊産婦乳幼児の健康診査及び乳幼児予防接種の助成を行います。

※ 低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を助成します。(上限 10,000 円)

(3) 発達支援事業

療育を必要とする者で、障害児通所支援を利用していない幼児及びその保護者に対して、日常生活における基本的動作及び集団生活への適応訓練等の相談、指導などの早期診断前支援を行います。

保健課

(4) 予防接種事業

予防接種により感染の発生及びまん延を予防します。

ワクチン名	対象年齢及び接種期間	接種料
BCG	1歳未満（1回）	無料
四種混合・ 五種混合	1期初回：生後2か月～90か月未満 （20日～56日までの間隔で3回） 1期追加：1期初回3回目終了後6か月以上あけて 1回	
二種混合	2期 11歳～13歳未満（1回）	
B型肝炎	1歳未満 （初回：27日以上あけて2回、 追加：1回目から139日以上あけて1回）	
麻しん風しん （MR）	1期 生後12か月～24か月未満（1回） 2期 5歳以上7歳未満であり小学校就学1年前 から就学前日（1回）	
日本脳炎	1期 生後6か月～90か月 （初回：2回 追加：2回目からおおむね1年後に1回） 2期 9歳～13歳未満（1回） ※特別措置により、平成7年4月2日～平成19年 4月1日生まれの方で2期の接種がお済みでない 場合、19歳まで接種機会が拡大しています。	
ヒブワクチン	生後2か月～60か月未満に4回 ※ただし、接種開始時期により回数が異なります。	
小児肺炎球菌	生後2か月～60か月未満に4回 ※ただし、接種開始時期により回数が異なります。	
水痘	生後12か月～36か月未満 （3か月以上あけて2回）	
子宮頸がん 予防ワクチン	小学校6年生～高校1年生相当の女子（2回）	
RSウイルス ワクチン	妊娠28週0日から妊娠36週6日までの妊婦	

保健課

こどもインフルエンザ	満1歳以上中学校3年生までの方	不活化ワクチン 1,500円/回 経鼻生ワクチン 3,000円/回 町内指定医療機関は、助成金額を差引いた額 町外は償還払い
高齢者インフルエンザ	接種日に満65歳以上の方 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能及び免疫機能に障害のある方	1,600円
	〈高容量ワクチン〉 接種日に満75歳以上の方	調整中
新型コロナウイルス	接種日に満65歳以上の方 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能及び免疫機能に障害のある方	5,000円
帯状疱疹	令和8年度中に満65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方、100歳以上の方 満60歳以上65歳未満の方で、免疫機能に障害のある方 ※生ワクチンは1回、不活化ワクチンは2回助成	生ワクチン 4,000円/回 不活化ワクチン 10,000円/回
肺炎球菌 (定期)	今まで肺炎球菌の予防接種をしていない方で、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの方、又は満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器機能及び免疫障害のある方	3,000円
肺炎球菌 (任意)	今まで肺炎球菌の予防接種をしていない方で、接種日において65歳以上で定期予防接種の対象とならない方、又は人工透析者又は慢性呼吸器疾患患者 なお、町内医療機関のみの接種とします。	助成金額3,000円 差し引いた額
成人風しん又は麻しん風しん(MR) (任意)	19歳以上49歳までの女性及びその配偶者で、岡山県実施の風しん抗体検査の結果、抗体価が低く、予防接種を実施した方が良いと認められた方(ひとりにつき1回まで) なお、町内医療機関のみの接種とします。	助成金額5,000円 差し引いた額

保健課

(5) こども家庭センター

「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉機能）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健機能）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、こどもとその家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。また、妊産婦、こどもやその家庭の課題やニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取ります。

- ・母子保健、児童福祉に係る情報の提供
- ・サポートプランの策定、評価、更新
- ・地域全体のニーズ、既存の地域資源の把握 など

(6) 母子健康手帳デジタル化事業

母子手帳アプリ「WeLoveBaby：ウィラバ」に紙の母子手帳のページを撮影し取り込むことで、妊娠から出産までを失われないデータとして保存することが可能です。

また、町内にある子育て支援センターでおこなっている一時保育やイベントについてアプリを通して予約することが出来ます。

(7) 産前産後子育てサポート事業

産前・産後の体調不良のために家事や育児が困難な家庭に必要なに応じて支援員を派遣します。看護師等が家庭訪問し、妊産婦の生活面や育児面の指導、育児や家事等の支援を行います。また、移動手段のない方や乳児を連れての外出に不安のある方には移送支援サービスを行っています。（移送支援については、社協へ委託しています）

【対象者】：吉備中央町に住所を有する妊産婦及び生後1年未満の乳児であつて、体調不良等のため家事または育児が困難であり、家族等から十分な家事または育児等の援助が受けられない方。移動手段のない方や乳児を連れての外出に不安のある方。

【利用料】：無料

【利用期間】：10日以内／年（多胎児の場合は通算20日以内／年）

1回のサービス時間は、1日あたり3時間以内（移送支援も含む）

保健課

(8) 産後ケア事業

医療機関や助産院（町が委託する施設に限る）で、宿泊、日帰りまたは訪問により、産後の母体管理や乳房ケア、乳児の発育チェックや健康観察などが受けられるサービスです。

【利用対象者】

吉備中央町にお住まいの方で、産後1年未満のお母さんとその赤ちゃんです。医療の必要のない方で、次のいずれかの項目にあてはまる方が利用できます。

- ① 家族等から十分な家事・育児支援を受けることが難しい方
- ② 産後の体調の回復に不安がある方
- ③ 育児に不安があり、授乳や子育てに関する指導が必要な方
- ④ 産後の休養や栄養、乳房のケアなどに不安がある方

【利用可能日数】

- ・ 宿泊型ケア 6泊7日まで
- ・ デイサービス（日帰り）型ケア 7日まで
- ・ 訪問型ケア 7回まで

【利用料金（自己負担）】

利用料金は、利用する施設によって異なります。利用料金の総額から町負担額を差し引いた額を利用施設へ直接お支払いいただきます。

【町負担額】

利用者の区分	宿泊型ケア	デイサービス型 ケア	訪問型ケア
生活保護世帯 町民税非課税世帯	25,000 円／泊	12,000 円／日	8,500 円／日
上記以外の世帯 (※)	18,000 円／泊	10,000 円／日	7,000 円／日

※利用料の総額が町負担額と同額または下回る場合は、総額の2割が自己負担額となります。

保健課

(9) 妊婦のための支援給付

①妊婦等包括相談支援

妊娠届出時、出産前、出産後の適切な時期に面談を実施します。面談を通して産前産後ケアなど利用できるサービスのご案内や育休給付、保育園等の入園手続きの確認などのお手伝いをします。

②妊婦支援給付金

面談のタイミングに合わせて、2回に分けて各5万円を給付します。

(10) 子育て短期支援事業

保護者の病気または仕事などの理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合に、保護者に代わって児童福祉施設が一定期間預かることで家庭での子育てを支援する事業です。

〈短期入所生活援助（ショートステイ）〉

【対象者】：町内に住所を有する2歳以上18歳未満の児童で、保護者が病気または仕事等の理由で家庭での養育が困難となった児童

【利用料】

利用者世帯区分		利用料(1日当たり)
生活保護世帯		0円
町民税非課税世帯	父子・母子・養育家庭	0円
	その他の世帯	1,100円
その他の世帯		2,800円

【利用期間】：1回につき7日以内

〈夜間養護（トワイライトステイ）〉

【対象者】：町内に住所を有する2歳以上18歳未満の児童で、保護者が仕事などで平日の夜間または休日に不在となり、家庭で養育できない児童

【利用料】

利用世帯区分		利用料（1回当たり）		
		基本利用	宿泊加算	休日預かり
生活保護世帯		0円	0円	0円
町民税	父子・母子・養育家庭	0円	0円	0円
非課税世帯	その他の世帯	300円	300円	350円
その他の世帯		750円	750円	1,350円

【利用期間】：平日午後5時から午後10時まで（特に必要がある場合は翌朝まで）休日午前8時から午後5時まで

〈付き添い（ショートステイ・トワイライトステイ共通）〉

ショートステイまたはトワイライトステイ利用時に、保護者が児童に付き添うことが困難である場合、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いを行います。

【対象者】：ショートステイまたはトワイライトステイの利用者

【利用料】

利用者世帯区分	利用料（1日当たり）
生活保護世帯	0円
町民税非課税世帯	0円
その他の世帯	100円

(11) 不妊症対策支援補助事業

不妊症の治療について助成を行うことで経済的負担の軽減を図ります。令和4年度から、不妊治療が保険適用となったことにより、保険適用されない不妊治療に限り補助対象となっていました。令和7年度より、保険が適用される生殖補助医療（体外受精、顕微授精等）に係る治療の自己負担額についても補助対象となりました。

【対象者】：吉備中央町に住所があり、かつ居住している夫婦

【内容】：医療保険が適用される生殖補助医療に係る自己負担額及び保険適用外の治療に対して1/2の額を補助

1回につき20万円を上限とし、6回まで

(12) 国民健康保険制度

国民健康保険は加入者が保険税を出し合い相互扶助のもとに運営され、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした制度です。

平成30年度から持続可能な制度の構築を目指し、国民健康保険制度の都道府県単位化がスタートしました。このことにより、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなり、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定及び賦課・徴収、保健事業の実施など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っています。

(13) 後期高齢者医療制度

75歳以上の人全員と一定の障害があると認定された65歳以上の人が入る医療保険で、加入者の保険料と現役世代が保険料を支援し、被保険者の疾病、負傷、死亡への給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした制度です。

(14) 診療所運営事業

岡山済生会総合病院へ診療を委託しています。

- ・新山診療所 診療科目：内科
診 療 日：毎週金曜日(祝祭日は除く)
受付時間：10時～12時・13時～15時
- ・下加茂診療所 診療科目：眼科
診 療 日：第1・3・5火曜日(祝祭日は除く)
受付時間：12時～15時
- 診療科目：皮膚科
診 療 日：毎週水曜日(祝祭日は除く)
受付時間：9時～12時

保健課

(15) 自動体外式除細動器（AED）設置施設

AEDとは、救命措置のための医療機器です。

吉備中央町が管理しているAEDの設置場所は以下の表のとおりです。

AED（自動体外式除細動器）設置施設表

番号	住 所	施設名	詳細場所	利用状況
1	豊野 1-2	役場賀陽庁舎	庁舎内 1 階	常時利用可能
2	豊野 1-2	ロマン高原かよう総合会館	玄関	常時利用可能
3	豊野 1-1	豊野公民館	玄関	常時利用可能
4	豊野 66-1	豊野こども園	玄関	常時利用可能
5	豊野 170	加賀西小学校	玄関	常時利用可能
6	豊野 170	加賀西小学校 2	職員室	開校時のみ利用可能
7	豊野 170	加賀西小学校 3	プール棟	開校時のみ利用可能
8	上竹 2623	上竹荘公民館	玄関	常時利用可能
9	上竹 5742-8	かよう総合スポーツ公園	体育館玄関	常時利用可能
10	納地 1266-2	納地公民館	玄関	常時利用可能
11	西 278	大和公民館	玄関	常時利用可能
12	西 273-1	大和こども園	玄関	常時利用可能
13	北 1977-1	道の駅かよう	事務所前	常時利用可能
14	吉川 3930-8	吉川公民館	玄関	常時利用可能
15	吉川 1134-1	子育て支援センター	玄関	常時利用可能
16	吉川 4874-17	吉備高原グラウンドゴルフ場	休憩所	常時利用可能
17	湯山 1002	下竹荘公民館	玄関	常時利用可能
18	湯山 1028	加賀中学校 1	職員用玄関	常時利用可能
19	湯山 1028	加賀中学校 2	体育館玄関	常時利用可能
20	湯山 1028	加賀中学校 3	職員室	開校時のみ利用可能
21	井原 1-1	役場井原出張所	玄関	常時利用可能

保健課

番号	住 所	施設名	詳細場所	利用状況
22	富永 1403-1	長田ふれあいセンター	玄関	常時利用可能
23	尾原 508	新山ほほえみセンター	玄関	常時利用可能
24	豊岡下 276-1	豊岡いきいきプラザ	玄関	常時利用可能
25	円城 776-1	加賀東小学校	玄関	常時利用可能
26	円城 776-1	加賀東小学校 2	職員室	開校時のみ利用可能
27	円城 540-4	総合福祉センター	玄関	常時利用可能
28	上田西 2323-4	道の駅かもがわ円城	休憩所	常時利用可能
29	上田東 2360-3	かもがわ総合スポーツ公園	事務所玄関	常時利用可能
30	下加茂 1073-1	役場加茂川庁舎	玄関	常時利用可能
31	下加茂 1220	火葬場	休憩所	開館時のみ利用可能
32	竹部 7520-19	加賀南小学校	職員通路	常時利用可能
33	竹部 7520-19	加賀南小学校 2	職員室	開校時のみ利用可能

※ A E D 使用時のプライバシー保護、止血や患部の固定に使用していただけるよう、A E D 内に三角巾 2 枚を配備していますので、ご利用ください。

保健課

(16) A E D 貸出事業

自動体外式除細動器（A E D）を、本町で開催される各種行事等へ貸し出しを行います。

【貸出対象】：(1) 町が後援又は協力する行事
(2) 町内において組織する団体等が主催し、かつ、営利を目的としない行事

【貸出要件】：次のいずれかに該当する者を行事の開催期間を通じての会場に常時配置することを要件としています。

(1) 医師等医療従事者
(2) 消防署職員又はA E Dを使用した救命講習等を修了している者

【貸出対象】：原則、貸出日及び返却日を含め4日以内です。

【必要な書類】：貸出申請書、実績報告書

(17) 救急安心センター（#7119）事業

医療機関や救急車などの地域の限られた資源の有効な活用を目指すことで、救急車の適正利用を推進し、救急医療機関の負担軽減を図る事業です。

短縮ダイヤル「#7119」に電話をかけると、電話相談窓口につながり、急な病気やけがが発生したとき、夜間・休日の相談窓口として、看護師等の専門家から電話でアドバイスを受けることができる仕組みです。

受付時間

平日	土曜日	日曜日・祝日・年末年始
午後7時～翌朝8時	午後6時～翌朝8時	午前8時～翌朝8時

※事業拡大により受付時間等が変更となる場合があります。

社会保障関係の制度は多岐にわたり、度々制度改正等もあり複雑で理解し難いところもありますので、詳しくは保健課（電話0866-54-1326）へお問い合わせください。

子育て推進課

1 今年度の主な事業

(1) 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園（町立4園、私立1園の5園）では、保育園・幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」として、同じ視点で全ての子どもに良質な環境のもと、就学前の保育・教育を実施します。

(2) 放課後児童クラブ

公設公営の放課後児童クラブ（3クラブ）では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後において適切な遊びや生活の場を与えられるよう、支援員や補助員と育成支援内容の向上に努め、その健全な育成を図ります。

2 主な事務事業

(1) こども園の管理運営

- ・入園、退園に関すること
- ・利用者負担額（保育料）算定に関すること

○こども園園児数(令和8年2月20日現在予定数) ※広域入所含む

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
円城こども園	1	4	2	8	9	10	34
豊野こども園	2	7	3	16	9	10	47
大和こども園	2	2	3	5	3	7	22
吉備高原こども園	3	12	14	16	18	15	78
私立にこにこ ふたばこども園	0	3	3	2	5	2	15
合計	8	28	25	47	44	44	196

(2) 通園費補助事業

町内に在住で町立又は私立の認定こども園に通園する児童の保護者に対し、通園に要する費用の負担の軽減を図り、児童福祉の向上に資することを目的として吉備中央町認定こども園通園費補助金を交付します。

子育て推進課

区分	補助金の額
自家用車等による自力通園の者のうち自宅からこども園までの距離が片道4キロメートル以上	年額10,000円
自家用車等による自力通園の者のうち自宅からこども園までの距離が片道4キロメートル未満	年額5,000円
路線バスに乗車して通園する者で自宅からこども園までの距離が片道4キロメートル以上	定期運賃相当額 以内の額

(3) おむつの無償提供事業

おむつの無償提供事業は、町内に在住で町立又は私立の認定こども園に通園している、0歳児から2歳児クラスの園児を対象に、認定こども園で使用するおむつ、おしりふきを吉備中央町が負担します。このことにより、保護者の経済的負担の軽減及び名前の記入等の負担軽減、保育教諭のおむつの管理の業務負担軽減を図ります。

(4) 保育業務支援システムの導入

こども園利用中の保護者の方の利便性、保育の質の向上を目的に、町立こども園において保育業務支援システムを導入しました。機能としては、登降園管理や欠席連絡、園からの緊急連絡や園だより等の配信機能などを備えており、保護者との連絡体制及び保育教諭の業務負担軽減を図ります。

(5) 放課後児童クラブの管理運営

- ・入所、退所に関すること
- ・利用者負担額（利用料、おやつ代）に関すること

○児童クラブ利用登録者数(令和8年2月20日現在予定数)

児童クラブ名	住所	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
スマイル児童クラブ	円城 732-3	5	4	7	10	13	3	42
加賀西児童クラブ	豊野 82-1	2	9	4	7	4	3	29
吉備高原児童クラブ	吉川 7580	22	18	23	16	14	12	105
合計		29	31	34	33	31	18	176

子育て推進課

(6) 児童手当の支給

次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するため、支給対象児童を養育している方に児童手当を支給します。

支給対象: 高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども
 <児童手当支給額>

		月 額
3歳未満	第1・2子	月額 15,000 円
	第3子以降	月額 30,000 円
3歳～ 高校生年代	第1・2子	月額 10,000 円
	第3子以降	月額 30,000 円

(7) 子育て世帯応援金の支給

子どもたちの健やかな成長と子育て世帯の定住を促進するため、出産・育児に係る応援金を支給します。

本町に定住の意思を持ち、現に町内に居住し、かつ、住民登録を行っている方が対象になります。

<支給額>

第1子 100万円（3回に分けて支給）

第2子以降 30万円

区 分	出生時	満3歳到達時	小学校等入学時	総 額
第1子	30万円	20万円	50万円	100万円
第2子以降	30万円	—	—	30万円

(8) 障害児支援事業

発達が気になる園児児童等に対し、児童デイサービスなどの療育を通して個々に応じた支援を行います。障害サービス利用に伴う受給者証の発行、給付費の支払を行います。また、全園を対象に社会福祉士による巡回指導を実施し、職員が支援の必要な子どもに対する援助の方法などを学びます。

(9) 乳幼児食育推進事業

こども園において、栄養指導や食育教育を行うことにより、健康な身体、豊かな心を育むための食育を推進します。

子育て推進課

(10) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば“ゆう”の運営)

未就園の乳幼児や保護者及び妊婦さんを対象におしゃべりや、遊びを通して、仲間づくりや子育ての悩み、育児の情報交換の場を提供します。

実施場所：子育て支援センター（吉川 1134-1・旧吉川保育園）

実施日時：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）午前9時～午後2時

利用対象：未就園の親子、妊婦

(11) 一時保育事業

保護者の就労形態の多様化等により、家庭において一時的に保育ができない未就園の乳幼児を預かり、保護者にかわって保育を行います。

実施場所：子育て支援センター（吉川 1134-1・旧吉川保育園）

利用日時：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）

午前8時～午後6時（8時間以内）

利用料金：1時間200円

(12) キッズパーク等運営事業

きびプラザ2階のスペースを活用し、乳幼児が安全に遊べる屋内の遊び場として、大型遊具、ままごとコーナー、ブロックコーナー、知育玩具などを配置しています。

また、屋外の遊び場（にじいろ広場）として、きびプラザの芝生広場に、従来から親しまれている児童用・園児用コンビネーション遊具、ネットクライミング、ターザンロープ、水遊び場等を整備しています。

	キッズパーク	にじいろ広場	水遊び場
場 所	吉備中央町吉川 4860番地6	吉備中央町吉川 4860番地11・4860番地12	
利用時間	午前9時30分～ 午後5時	24時間開放	午前10時～午後3時
利用対象	未就学児	幼児・児童	幼児・児童
利 用 料	無料	無料	無料
休 館 日	火曜日（祝日の場合は 翌日）、年末年始	年中無休	
運 転 日			5月～9月の土日祝、夏 休み期間中の月～金

1 今年度の主な事業

(1) 介護予防事業の推進

高齢者が要支援、要介護状態にできる限りならないようにし、在宅で自分らしく生活を送ることができるよう介護予防の普及啓発を行います。「集いの場」や「はつらつ元気体操」、「サロン」などの活動を通して、身近な場所における高齢者の居場所づくりの充実を図ります。住民主体の通いの場の育成や通所付添サポート活動の継続に向けた支援を行います。

(2) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができることを目標とし、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員が認知症の方やその家族を包括的に支援します。

また、認知症施策に係る医療・介護施設等の関係者に対する研修や認知症の方とその家族の交流の場となる「認知症予防カフェ」を普及することにより、認知症の方を地域全体で支える仕組みづくりを進めます。

(3) 障害者福祉の推進

障害者の自立した生活を支援するため、相談支援事業として、障害者や障害児の保護者からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスを利用するための支援を行います。

(4) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な方に対して、財産管理や福祉サービス、施設入所に関する契約など、よく分からないまま不利益な契約をしてしまわないよう家庭裁判所によって選ばれた者（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の権利を守り生活を支援する制度です。成年後見制度の周知、啓発並びに利用に向けた支援を行います。

成年後見相談センターでは、成年後見相談窓口となり地域の支援者としての町民後見人の養成を行います。

福祉課

(5) 包括的な支援体制の整備

複雑化、多様化する福祉ニーズに対応するため、高齢者や障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など属性を問わない、横断的かつ包括的な支援が行える体制整備を行います。

2 主な事務事業

(1) 社会福祉事業

生活保護及び生活相談、民生委員・児童委員との連携、日本赤十字社に関する業務、戦没者遺族等援護、災害時避難行動要支援者台帳の作成

(2) 高齢者福祉事業

老人クラブの育成、要援護高齢者生活用具給付事業、福祉移送サービス事業、ふれあいタクシー運行助成事業、配食サービス事業、家族介護用品支給事業、高齢者ふれあい交流事業、高齢者補聴器購入費助成事業

(3) 障害者福祉事業

身体・知的・精神障害者手帳に関する事務、障害支援区分認定調査、障害者総合支援サービス事務、障害者医療事務、特定疾病患者等療養交通費助成事業

(4) 介護保険事業

介護認定調査・審査事務、介護保険給付事務、介護保険料の賦課・徴収事務

(5) 地域包括支援センター運営事業

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防の推進、認知症相談支援、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の開催、任意事業（家庭内事故等対応体制整備事業、グループホームの家賃等助成事業等）

(6) 成年後見相談センター事業

成年後見制度の利用相談・普及啓発、成年後見人の受任者調整、町民後見人の養成

3 依頼事項

(1) 日本赤十字社会員増強月間への協力について

日本赤十字社では5月の赤十字運動月間に併せて赤十字社会員増強運動を実施します。寄せられました会費は、日本赤十字社の活動財源として広く災害時の救護活動やボランティア活動に役立てられます。

5月中に自治会代表者、婦人会、女性の会等へ依頼しますので会費のとりまとめにご協力をお願いします。

(2) 地域福祉関係出前講座について

各地域において、地域福祉推進に関連した介護予防、権利擁護等の研修のご要望がありましたらご連絡ください。

(3) 災害時避難行動要支援者台帳の作成について

災害発生時の避難に支援を要する方について、毎年、民生委員が訪問するなどし、要支援者台帳の登録、更新を行っています。

この台帳を基に支援が必要な方の個別避難計画の作成を順次進めていきます。災害時の避難に対する支援を誰が行い、どこへ避難するかについて、自主防災組織、自治組織等と連携しながら、個別避難計画を作成していきますのでご協力をお願いします。

(4) 通所付添サポーターの募集について

町内の通いの場に自力での参加が難しい高齢者に対する通所付添を行っていただけるサポーターを募集しています。運転者と付添者が二人一組となって、通いの場への送迎、誘い出し及び歩行の見守り、乗車・降車の介助等を行います

1 今年度の主な事業

(1) 生ごみ処理容器・処理機器設置補助金

家庭で生ごみ処理容器・生ごみ処理機器を購入される方に対し、購入費の2分の1（容器が10,000円、電気式処理機が30,000円を限度）を補助。

(2) ごみ減量化協力団体報奨金制度

P T A等のごみ減量化団体に対し、資源ごみ1kgあたり5円を交付。

(3) ごみ収集ステーション設置事業補助金

自治会で共同設置される、現在使用中のごみ収集ステーションを、新設又は改築する場合に実事業費相当額（事業費または100,000円に設置基数あるいは、参加する自治会等の数を乗じた額のいずれか低い額）を補助。

(4) 交通等支障木伐採除去事業補助金

自治会単位で実施する交通支障木の伐採に対し、作業員1人、1日当たり5,000円を補助。委託の場合は委託費の3分の2を補助。限度額はそれぞれ200,000円。

(5) 自動車急発進防止装置整備費補助金

町内に住所を有し、かつ、65歳以上で、自動車急発進防止装置を設置される方に対し、20,000円を補助。

(6) 防犯灯設置事業補助金

自治会が自ら維持管理する防犯灯の新設、更新及び修理について、事業費の3分の2（1,000円未満は切り捨て、それぞれ限度額あり）を補助。

(7) 特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金

町内に住所を有し、かつ、65歳以上で、特殊詐欺等被害防止対策電話機器を設置される方に対し、購入費の2分の1（5,000円を限度）を補助。

(8) さわやかな町づくり推進事業交付金

地域において、継続的に自主防犯活動に取り組んでいる団体に対し、活動に必要な物品を購入した場合に30,000円を限度として交付金を交付。

(9) 防犯カメラ設置支援事業補助金

自治会その他の地域的な共同活動を行う団体が自ら維持管理する防犯カメラの設置について事業費の5分の4（県補助がある場合は、5分の4.5）（防犯カメラ1台につき、200,000円（県補助がある場合は、300,000円）を限度）を補助。

住民課

(10) 犯罪被害者等支援金

犯罪行為により亡くなられた者の遺族に対し、300,000円を交付。
傷害を受けた者に対し、100,000円を交付。

2 主な事務事業

(1) 窓口業務

- ・ 転入・転出・出生・死亡等の受付
- ・ 戸籍・除籍、住民票、各種諸証明書の交付及び印鑑登録
- ・ 原付自転車等の標識交付
- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）交付等事務

(2) 年金

- ・ 国民年金異動届及び裁定請求書の受理
- ・ 国民年金保険料免除申請書の受理
- ・ 年金相談会の開催

(3) 交通安全・生活安全対策

- ・ 交通安全意識の啓発・春、秋の交通安全運動・交通安全対策協議会
- ・ 防犯対策（防犯灯・特殊詐欺対策機能付電話機等）
- ・ 交通安全施設等の要望（加茂川地域は自治会、賀陽地域は交通安全協会において取りまとめ）

(4) 交流センター

- ・ 交流センターの管理運営

(5) 人権、行政相談会の開催

- ・ 毎月の相談会開催

(6) 畜犬の登録・狂犬病予防事務

- ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の実施

(7) し尿・ごみ処理

- ・ し尿処理 … 汲み取り受付・収集・運搬・集金を業者へ委託。
- ・ ごみ処理 … 家庭ごみの分別・収集・運搬、不法投棄防止の啓発
指定ごみ袋は、45リットル袋と20リットル袋の2種類
- ・ ごみ減量化の推進

住民課

- (8) 火葬・墓地
 - ・埋火葬の申請受付及び許可
 - ・町営墓地の管理運営、個人墓地の経営許可
 - ・火葬場指定管理者の指導監督

- (9) 旅券（パスポート）
 - ・申請の受付及び交付

- (10) 消費生活相談会の開催
 - ・毎月の消費生活相談会開催

- (11) 空家等対策
 - ・周囲に悪影響をもたらす空家等への措置

農林課

1 今年度の主な事業

(1) 頑張る農家応援事業

農業を営む者が農作業の効率化及び生産性収益性の向上並びに労働負担の軽減を図るために、農業機械及び設備の導入に要する経費の一部を予算の範囲内において補助します。

ただし、5年間（令和5年度から令和9年度まで）で1回のみ交付となります。

(2) 農業機械免許取得事業

農業の安全で効率的な機械化の推進を図るため、町内で就農する農業者が自動車学校において大型特殊免許又はけん引自動車免許を取得する経費を予算の範囲内において補助します。

(3) 経営所得安定対策の啓発推進

経営所得安定対策を有効に活用し、需要に応じた主食用米の生産と新規需要米や大豆等の作付けによる水田のフル活用を推進し、農家所得の向上を図るため、制度への加入並びに交付金等請求にかかる手続きを支援します。

(4) 農業被害等による小型鳥獣捕獲許可

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び環境省令により、野生の小型鳥獣により農作物被害や生活被害等にお困りの場合は、個人の敷地、農地を守る場合に限り、狩猟免許がなくても、申請により小型の箱わな等による捕獲をすることに条件を付して許可します。

許可期間 申請のあった月から起算して翌々月の末日（3か月以内）まで

対象鳥獣 アナグマ・ヌートリア・タヌキ・ハクビシン・ノウサギ等の小型の鳥獣

※イノシシやニホンザル等の大型の鳥獣を捕獲するためには、狩猟免許の取得等が必要です。狩猟免許の取得にあたっては、取得費用の一部を予算の範囲内において補助します。

(5) 森林経営管理事業

森林環境譲与税を活用し、町内の森林を適切に管理していくため、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、町内にスギやヒノキの人工林を所有している方に「今後どのように経営や管理していきたいか」などの意向調査を順次実施しています。

町に経営や管理の委託を希望される場合は、所有者とともに経営や管理の計

画を定めた後、計画を実施するために町へ委託をしていただきます。

(6) 環境緑化事業

ご寄附をいただいた「緑の募金」を原資として、希望する学校や自治組織などに苗木を配布し、学校や公園などの緑化運動を支援します。

緑の募金は、岡山県知事の指定を受けた公益社団法人 岡山県緑化推進協会が自治体等の協力を得て実施しているもので、学校や公園などの緑化の推進を目的とした苗の配布や森林整備などの様々な環境緑化に役立てられています。

募金の時期 4月下旬～5月中旬(自治組織へ依頼文送付)

苗木の申請時期 6月下旬～7月中旬(広報7月号に掲載)

申請団体 町内の自治組織等の団体

苗木の種類 ソメイヨシノ・ドウダンツツジ他 約90種類

2 主な事務事業

(1) 農業振興事業

農作物・果樹の普及推進、新規就農者の育成支援、施設園芸作物の推進、制度資金、農業振興地域の計画変更、日本型農業直接支払(多面的機能支払・中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払)、担い手育成、米の需給調整、6次産業化・地産地消

(2) 農業委員会事務

農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律に関する手続き及び農業者年金に関する手続き

(3) 林業振興事業

町有林の育成管理、森林経営管理事業、里山整備促進、森林(地域森林計画の対象森林)の伐採の届出、保安林の間伐・択伐の届出、猟政事務、有害鳥獣対策・駆除、狩猟免許がない方への小型鳥獣捕獲許可

(4) 環境緑化事業

緑の募金(寄付金)の募集、学校や公園などの緑化の推進(苗木の配布)

3 依頼事項等

(1) 農業委員会関係

農地の所有権を移転したり、農地を農地以外の用途に変更（農地転用）するときは、農業委員会の許可が必要です。

農地転用とは、農地（耕作を目的とする土地）を住宅や事務所・駐車場・資材置き場・植木置き場および山林（杉等の植林）など、農地以外の用途に変更することをいいます。工事などで一時的に資材置き場にすることも農地転用になります。

(2) 森林の土地を取得したとき

個人・法人を問わず、売買や相続等により地域森林計画の対象となる森林の土地を新たに取得したときは、面積に関わらず、土地の所有者となった日から90日以内に町へ届出が必要です。

(3) 森林の立木を伐採するとき

立木を伐採するときは、事前に、町へ届出が必要です。

届出者 森林所有者もしくは立木を買い受けた者など

届出期間 伐採を始める90日～30日前まで

なお、保安林の立木を伐採するときは、岡山県知事の許可が必要です。

また、森林を間伐・択伐するときも、町へ届出が必要です。ただし、除伐する場合や倒木、枯死木、著しく損傷した立木を伐採するときは届出の必要はありません。

(4) 1haを超えて森林を開発するとき

1haを超えて森林を開発するときは、岡山県知事の許可が必要です。

なお、太陽光発電設備の設置を目的とする伐採面積が0.5haを超える開発は、林地開発行為に該当するため、同様に岡山県知事の許可が必要です。

建設課

1 今年度の主な事業

(1) 道路整備草刈事業

地域の交通の安全、道路災害の防止等を目的として、集落と集落を結ぶ町道について、交通に支障となる路肩、路側等の草刈りを行う自治会等に対し、予算の範囲内で補助を行います。

年1回の作業を対象とし、1Km当たり4万円を年1回交付します。

(2) 町道改良事業

生活道路としての機能を確保するとともに、緊急車両の通行や消防活動など防災機能の確保を目的として行います。

(3) 町道道路維持事業（道路メンテナンス事業）

老朽化が進む道路施設の長寿命化を目的として、道路施設の点検により健全性の把握等を行い、予防保全による長寿命化を推進します。

(4) 農業用ため池の管理指導及び整備事業

受益者の皆さんが管理されている農業用ため池の、点検助言、管理指導、及び老朽等により支障のあるため池の改修工事の促進を図ります。

(5) 農業用ため池の廃止事業

営農上の受益が無くなり、かんがい用としての機能も失い、堤体に樹木等生え、危険な状態にある農業用ため池については、申請により堤体の掘り割りによる機能廃止を町において行います。

(6) 農地農業用施設災害復旧事業

異常気象（24時間雨量が80mm以上、又は1時間雨量が20mm以上等）により崩壊した農地及び農業用施設の復旧について、国の補助対象とならない小規模な災害について、単独町費による補助を行います。

建設課

2 主な事務事業

(1) 土木事業

町道改良事業・舗装事業・維持補修事業

(2) 農林土木事業

農林関係土地改良事業

(ため池改修・井堰改修・用排水路改修・農道整備・林道整備)

3 主な補助制度

土木・農林関係事業補助制度

(新規補助申請は10月までにお願いします。)

別冊「各種助成制度等一覧」をご覧ください。

協働推進課

1 今年度の主な事業

(1) 農業を通じた全国の自治体との連携による持続可能なまちづくり

生産地と消費地の自治体連携による「コメ」を核とした食材の安定生産・安定消費を確保することで、地域から支える持続可能で強靱な「食のサプライチェーン」を構築し、幸せを実感できる社会づくり（ウェルビーイング）を実現できる地域社会に取り組めます。

- ・ 食材の安定した需要と供給体制構築による持続可能な連携づくり
- ・ 農業体験・遊休地の貸農園などによる地域間交流・関係人口の創出

(2) 企業版ふるさと納税の推進

地方創生のさらなる推進を図り、吉備中央町で「子どもはのびのび健やかに、だれもがはつらつと暮らせる」まちづくり実現のため、企業版ふるさと納税制度を活用した企業からの寄附受付に取り組めます。

(3) 地域おこし協力隊事業

総務省の支援のもとに、都市部から若手人材を受け入れ、地域おこし活動の支援や住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら地域の活性化に貢献してもらおう取組です。

従来、観光協会の一員として、観光資源の発掘・活用を行い、吉備中央町の魅力を都市部へ発信するとともに、地域の皆さんと共に地域の活性化及び定住促進を目指す取組に加え、企業研修型地域おこし協力隊として将来の雇用・後継者候補を前提とした取組も行っています。

(4) 吉備中央町住宅リフォーム事業の実施

地域経済の活性化及び町民の住環境の改善を図るため、町民が町内建築業者を活用して行う、既存住宅のリフォームに対して補助を行います。

協働推進課

(5) 各種催事の実施・協力

予定実施日	内 容	主催等
4月19日	吉備高原都市さんさん祭り	後援
8月29日	吉備高原鬼伝祭	後援
10月 4日	わっしょい和んさか吉備高原フェスタ	主催

※この他にも多くの行事を企画します。

2 主な事務事業

(1) 地域振興及び協働のまちづくりの推進

地域の活性化、住民の連携及び行政との協働のまちづくりを推進するため、住民や地域づくり団体等が主体となって行う新たな地域づくり事業を支援します。

(2) 国際交流の推進

国際交流を通じて、地域文化を尊重し合う協調性や、幅広く柔軟な国際感覚を身に付けた人材の育成を目指します。

(3) 総合会館の管理、運営

ロマン高原かよう総合会館の運営を行うとともに、自主事業や共催事業を開催し、芸術文化の振興を図ります。

また、トレーニングルームの開放により、町民の健康増進を図ります。

○総合会館の施設利用について

休館日：毎週月曜日・毎月第3日曜日・祝日・年末年始

夜間開放：トレーニングルームについて、水曜日は20時までに受けずれば最長で21時まで利用可能です。

(4) 商工業の振興

商工会活動について支援を行い、魅力ある商店の整備・形成を図ります。

また、中小企業への利子補給制度及び小規模事業者を対象とした創業時や事業承継時に補助する制度などにより、地域の活性化と商工業の維持促進に向けた支援を行います。

協働推進課

(5) 観光による地域振興

自然環境や歴史、文化、農業などの町の特徴を、観光・交流資源として活用し、(一社)吉備中央町観光協会や関係団体と連携した各種イベントの開催による観光振興を図ります。

また、農業体験や農家民宿などを含めた滞在体験型観光によって、地域振興の充実を図ります。

(6) 各種観光関連施設の維持振興

道の駅かよう、道の駅かもがわ円城、品野屋、アストロコテージガリレオ、片山邸といった観光関連施設の維持振興を図ります。

水道課

1 今年度の主な事業

区 分	工 事 等 の 名 称	摘 要
上 水 道	・ 上水道遠隔監視設備更新設計業務	既存遠隔監視設備更新の設計業務
下 水 道	・ 吉備高原浄化センター自家発電設備更新工事	吉備高原 公共下水道関連

2 主な事務事業

- ・ 上水道事業
- ・ 下水道事業 ・ 合併処理浄化槽設置補助事業

(1) 上水道の現況

(令和6年度末)

上 水 道 事 業	給水件数 (件) 〔前年比〕	区 域 内 人口 (人) 〔前年比〕	給水人口 (人) 〔前年比〕	普 及 率 (%)	水 源 種 別
吉備中央町 上水道事業	5,149 〔28〕	10,064 〔△195〕	9,820 〔△166〕	97.6	岡山県広域水道企業団 より受水、竹谷ダム、日 山ダム、浅井戸(御北)

(2) 下水道の現況

(令和6年度末)

下 水 道 事 業	処理件数 (件) 〔前年比〕	区 域 内 人口 (人) 〔前年比〕	処理人口 (人) 〔前年比〕	水洗化率 (%)	処 理 区 域
吉備中央町 下水道事業	1,185 〔16〕	2,620 〔41〕	2,444 〔48〕	93.3	吉備高原、尾原、井 原・豊岡上、下加茂・ 上加茂・竹部
合併処理浄化槽 整備事業	1,532 〔20〕	7,444 〔△236〕	4,358 〔△61〕	58.5	吉備中央町下水道事業 以外の区域
合 計	2,717 〔36〕	10,064 〔△195〕	6,802 〔△13〕	67.6	

加茂川総合事務所

1 主な事務事業

(1) 窓口業務関係

- ◎ 転入・転出、死亡、出生等に係る届出受付及び手続
- ◎ 住民票、戸籍・除籍、印鑑登録、印鑑証明書の交付
- ◎ マイナンバーカード（個人番号カード）等の交付
- ◎ 旅券（パスポート）申請受付及び交付
- ◎ 税務証明等の交付（地籍図含む）
- ◎ 原付自転車・小型特殊自動車の標識交付及び返納
- ◎ 自動車臨時運行許可証の交付

(2) 各課業務関係

- ◎ 国民健康保険、国民年金の資格取得・喪失届出受付
- ◎ 各種医療（国民健康保険、後期高齢者、小児・ひとり親家庭等・心身障害者・自立支援医療等）に係る申請受付及び資格者証等交付
- ◎ 子育て支援（児童手当、児童扶養手当）に係る申請受付
- ◎ 介護保険、社会福祉、障害者福祉に係る申請受付
- ◎ 農林・建設課所管事業の諸届出等の受付

(3) 出納業務関係

- ◎ 町税、使用料、寄付金等の収納

(4) 施設維持管理

- ◎ 加茂川庁舎、農村環境改善センター、ハートオブおかやま会館、井原コミュニティセンター、総合福祉センターの施設維持管理

(5) 旧津賀小学校改修工事の実施

- ◎ 加茂川庁舎等（加茂川総合事務所・定住促進課・かもがわ図書館・津賀公民館）移転のための旧津賀小学校改修工事の実施

井原出張所

1 主な事務事業

- ◎ 転入・転出、死亡、出生等に係る届出受付
- ◎ 住民票、戸籍・除籍、印鑑証明書の交付
- ◎ 税務証明の交付及び原付自転車・小型特殊自動車の標識交付及び返納
- ◎ 国民健康保険、国民年金の資格取得・喪失届出受付
- ◎ 介護保険、社会福祉、障害者福祉に係る申請受付
- ◎ 町税、使用料、寄付金等の収納

総合福祉センター

1 主な事務事業

- ◎ 住民票、戸籍・除籍、印鑑証明書等の交付
- ◎ 税務証明の交付
- ◎ 町税、使用料等の収納

定住促進課

1 今年度の主な事業

(1) 移住定住施策の広報事業

住宅取得奨励金や給食費無料化、高校生までの医療費無償化など、他自治体より充実した移住定住にかかる支援制度を、より多くの移住希望者に届けることで移住者の増加に繋がるよう、積極的に広報事業を実施していきます。

2 主な事務事業

(1) 定住促進事業に関すること

【住みたいまち定住促進事業】

町内に定住する意思のある方へ奨励金等を交付し、若者等の定住促進や豊かで活力のあるまちづくりを図ります。

① 住宅取得奨励金

自己の居住のため町内に住宅を新築された方に奨励金を交付します。

- ・対象：町内に住民票を有し居住する50歳以下の方
- ・基本額：分譲地（吉備高原都市住区又はハートフルタウン分譲地）

100万円

分譲地以外

60万円

※ 申請者が子育て世帯、または婚姻10年以内の夫婦いずれかの場合は、さらに20万円を加算します。

② 就業奨励金

町内に居住する方が卒業後初めて就業する場合に5万円を交付します。

③ UターンIターン奨励金

町内にU・Iターンで転入された世帯（方）に奨励金を交付します。

- ・交付対象者のみの場合：3万円
- ・交付対象者以外の同居者がいる場合：5万円

※ 同居者が中学生以下の子どもの場合、3万円/人を加算します。

④ 結婚祝金

町内に居住する方が婚姻した場合に、祝金として5万円を交付します。

定住促進課

⑤ 民間賃貸住宅入居奨励金

民間賃貸住宅を子育て又は新婚世帯の方が新たに契約し町内に居住する場合に奨励金として、家賃の3か月分（上限24万円）を交付します。

【移住・定住の支援】

移住希望者や宅地取得の支援をすることで定住の促進を図ります。

① お試し暮らし住宅

移住者の住居探しの拠点等として提供します。

② お試し暮らし支援事業補助金

移住者支援として宿泊施設等を利用する費用を補助します。

③ 宅地分譲購入補助金

ハートフルタウン分譲地を購入した方に、分譲価格の30%を補助します。

【空き家の有効活用】

空き家を町の資源として捉え、有効活用することを支援します。

① 空き家リフォーム事業補助金

空き家をリフォームする際の経費総額に3/10を乗じた額を補助します。

（上限50万円）

② 空き家片付け事業補助金

空き家バンク登録物件の片付けを所有者及び利用者が行う際の費用の1/2以内を補助します。（上限20万円）

③ 空き家情報提供奨励金

・登録奨励金

自治会から情報提供のあった物件が空き家バンクへ物件登録された場合に、自治会に1万円を交付します。

・成約奨励金

登録奨励金の対象物件が空き家バンクを通じて成約した場合に、自治会に3万円を交付します。

④ 吉備高原都市住区空き家売却奨励金

吉備高原都市内の空き家の所有者が、空き家の売買契約を締結した場合、30万円を交付します。

定住促進課

⑤ 空き家バンク登録住宅購入補助金

空き家バンクに登録された住宅を購入した場合に、住宅及びその住宅の土地代に1/10を乗じた額を補助します。（上限30万円）

（2）結婚推進に関すること

町内の若者等の婚姻を促進し、地域の活性化と定住の推進を図ることを目的とし、結婚推進協議会や協議会所属団体等が実施する婚活イベントや独身男女の婚活のサポート、また、結婚推進委員などが行う縁結び活動への奨励金交付等を行います。

① 結婚相談所入会サポート奨励金

結婚相談所への登録料等を補助します。

- ・入会奨励金：登録料等の1/2を乗じた額(上限3万円)
- ・婚姻奨励金：2万円

② 結婚新生活支援事業補助金

所得が一定の基準を満たさない者の婚姻に伴う新生活（住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸借費用、引越し費用）を支援します。

- ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 最大60万円
- ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 最大30万円

③ 縁結びフルサポート事業

結婚相談所のお見合いシステムに登録し、町内の婚活プランナーからお相手探しや交際アドバイス等のトータルサポート（1年間）を受けることができます。その費用の一部を補助します。

（3）企業誘致に関すること

岡山県と連携し、製造業を中心とした、本町の特性に適合した企業の町内への進出や投資を支援することで、雇用の創出と地域の活性化を図ります。

（4）雇用に関すること

岡山県やハローワークなどの関係機関と連携し、雇用促進イベント等を行うことで、企業及び求職者の雇用促進を図ります。

吉備高原都市事務所

1 今年度の主な事業

(1) 吉備中央町の中心拠点としての都市づくり

吉備高原都市内に整備された都市基盤などの資源活用の効率化を図りながら、移動や物流、医療・福祉や教育などの生活全般に関する複数分野での日常的なサービス機能の向上を図り、都市内住民にとどまらず、地域外の住民にとっても便利で暮らしやすいまちづくりのために、既存の都市公共施設の利用促進とそれに伴う安全点検・改修等に引き続き取り組みます。

(2) 吉備高原都市住区に分譲地販売促進

吉備高原都市は、県の中央部に位置し、豊かな自然環境に恵まれ、自然災害も少なく、活断層がない硬い岩盤の安定した地盤であるため、安全で安心な居住地として、首都圏等からの移住の受け皿として近年注目されていることから、県とともに住区の未分譲地の販売促進に努めます。

○吉備高原都市住区に分譲状況

【分譲状況】（令和7年3月末現在）

（単位：区画 ٪）

区 分	区 画 数	分 譲 済	残 区 画 数	分 譲 率
前期（南・北）	431	413	18	95.8
後期（東・西）	420	365	55	86.9
計	851	778	73	91.4
集合住宅用地	4	4	0	100.0
合 計	855	782	73	91.5

吉備高原都市事務所

【年度別内訳】（令和7年3月末現在）

（単位：区画）

区画数	分譲済区画数（年度別内訳）						残区画数
	S62～R2	R3	R4	R5	R6	計	
855	603	24	52	25	78	782	73

- ・ 価格帯：215.5万円～816.9万円
- ・ 最多価格帯：300万円台、平均坪単価：約29,200円

2 主な事務事業

- （1）都市計画に関すること。
- （2）吉備高原都市の建設促進に関すること。
- （3）吉備高原都市内の施設維持管理に関すること。

3 依頼事項等

吉備高原風致地区内における建築等の規制に関する許可について

都市計画区域内には、樹林地・丘陵地・水辺地などの良好な自然環境の保持が必要な区域として指定されている風致地区があり、この地区での建築等の行為についてはあらかじめ町へ申請し、許可を受ける必要があります。

教育委員会事務局

1 今年度の主な事業

(1) 小学校でのアフタースクール事業への取り組み

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により豊かな体験活動を実施することで、「自身の得意分野に気付ける場」とし、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力」を育成することを目指して行います。

実施日：各小学校週1回、1時間程度

実施期間：通年

(2) 充実した「ちびっ子チャレンジ教室事業」

多様なニーズを求められる子どもたちに、青少年の社会性及び社会規範を定着させるために、町内体験施設や活動団体との体験活動及び交流活動の場を設けることで、豊かな心を育むとともに、子どもたちの郷土愛醸成に取り組みます。

実施期間：通年

実施場所：町内体験施設

(3) 公営学習塾による中学生への学習支援事業

町内の中学生を対象として、公営学習塾（k i i +）による生徒の学力向上に取り組みます。

対象者：中学生

科目：英語・数学

実施日：月曜日～金曜日 16時～（部活動がある日は時間変更あり）

利用料金：週1回 1,500円/月額

週2回 3,000円/月額

(4) 教育委員会事務局等の移転に係る施設改修について

教育委員会事務局、子育て推進課、包括支援センター、社会福祉協議会の事務所移転について、旧下竹荘小学校校舎の改修に着手します。

【生涯学習関係の主な事業一覧】

事業名	月日	場所	対象者
スポーツフェスティバル (スポーツ協会主催)	6月21日(日)	かもがわ総合 スポーツ公園	町民
図書館フェスティバル	7月25日(土) 予定	ロマン高原か よう総合会館	町民

教育委員会事務局

ランニング教室 (スポーツ協会主催)	1 1月中旬予定	かもがわ総合 スポーツ公園	町民
ふくし×まなびフェスタ	1 2月5日(土)	ロマン高原か よう総合会館	町民
二十歳のつどい	R9年1月10日(日)	きびプラザ	二十歳を迎 える成人
早春マラソン大会 (スポーツ協会主催)	R9年2月14日(日)	上竹地内	制限なし
総合文化祭 (文化協会主催)	R9年3月14日(日)	ロマン高原か よう総合会館	制限なし
人権教育講座	年間6回 (内1回視察研修)	下竹荘公民館 他	制限なし
ちびっ子チャレンジ教室 (小学生の体験教室)	5月から年6回程度	募集: 4月頃	小学生
ヤングボランティア事業 (中学生のボランティア事業)	5月から年10回程度	募集: 4月頃	中学生

*町民の皆さんのご参加をお待ちしております。

2 主な事務事業

(1) 幼児・学校教育の充実

- ・ G I G Aスクール構想実現に向けて、学習用端末を1人1台配備したI C T機器を活用して学習環境の充実を図ります。
- ・ 各学校・園では、子どもの心に寄り添いながら、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を培い、子どもの居場所づくりに努めるとともに、地域の方の協力を得て、子どもの安心・安全の確保に努めます。
- ・ 放課後の子どもの居場所づくりに積極的に取り組み、園・学校や地域社会が一体となって体験学習を重視した活動を推進します。
- ・ A L T (外国語指導助手)等の活用を図り、国際感覚の醸成に努めるとともに、小学校及び中学校での英語教育を進めます。(外国語指導助手3名配置)
- ・ 総合的な学習の時間をはじめ各教科の指導の充実を図るために、積極的に地域の教材の活用に努めるとともに、地域の人々に積極的に関わってもらい、郷土に根ざした学習を構築します。
- ・ 食育の重要性を再認識するため、スペシャルへそっぴーランチ等により地元産の食材に親しむ機会を増やし、好ましい食習慣を始めとした基本的な生活習慣の育

成に努めます。

- ・ 学校給食調理場と連携を密にして、安全・安心でおいしい給食を提供できるよう努めます。
- ・ 読書の重要性の啓発と朝読書・読み聞かせ等により読書に親しむ習慣を見につけるよう推進します。
- ・ 教育研修所の実践を通して、教員の資質向上に努めます。

(2) 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

- ・ 公民館と図書館等が連携し、より良い地域社会の形成や、学習成果を活用することで、生涯学習活動の推進に取り組みます。また、移動図書館車の活用による出前図書の普及活動を行い、広く図書に親しめる環境を推進します。
- ・ すべての人々の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指した、人権教育の充実を図ります。
- ・ 文化創造活動の振興と文化財を保存・活用するために、文化に親しむ機会の創出や地域文化の担い手の確保・育成に努めます。
- ・ 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりに向け、スポーツ・レクリエーションの推進と社会体育施設の管理運営・機能充実に努めます。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

- ・ 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着を図り、家庭の教育力を高めるため、県発行の「家庭学習のスタンダード」を活用するなど、保護者への家庭教育に関する情報や学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談体制強化に努めます。
- ・ 地域住民の参画による「地域学校協働活動」や「アフタースクール」を中心に放課後等の活動・家庭教育の支援を効果的に推進します。

(4) 青少年の健全育成

- ・ ちびっ子チャレンジ教室や中学生のヤングボランティア活動を通じて、青少年の社会性や規範意識、思いやり、自尊感情など、豊かな心を育む道德教育や体験活動の充実に努めます。
- ・ 問題行動や非行等への効果的な対応を図るため、関係機関と連携した取り組みを推進します。
- ・ スマホ・ネット問題等の情報モラル教育の充実、学校・地域・家庭等が連携した見守り体制の構築に努めます。
- ・ 生まれ育った地域への理解を深める教育を推進し、郷土愛の醸成を図ります。

教育委員会事務局

令和8年度 児童・生徒数見込一覧表

(令和8年1月16日 現在での見込数)

小 学 校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
加賀東小学校	16	7	12	16	20	18	89
加賀西小学校	9	15	11	19	12	23	89
加賀南小学校	26	26	29	26	32	33	172
小 学 校 計	51	48	52	61	64	74	350

中 学 校	1年	2年	3年	計
加賀中学校	72	71	65	208

